

障害者雇用安定促進助成金のご案内

ハローワークの特定求職者雇用開発助成金（特開金）の支給対象期間が満了した後も、引き続き障害者を雇用する中小企業事業主に対し、10万円を限度に山梨県が助成金を交付します。

対象者ごとの助成金額および助成対象期間

助成金額

- ・勤務時間が週20～30時間未満の重度障害者等※1を引き続き雇用する場合 → **1人につき10万円**
- ・重度障害者等以外※2を引き続き雇用する場合 → **1人につき5万円**

※1 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者

※2 45歳未満の身体障害者、45歳未満の知的障害者

助成対象期間

特開金支給対象期間の終了日が属する月の翌月から6か月

国の特定求職者雇用開発助成金

対象区分	勤務時間	支給対象期間
重度障害者等	週30時間以上	36か月
	週20～30時間	24か月
重度障害者等以外	週30時間以上	24か月
	週20～30時間	24か月

特開金受給終了の翌月から



山梨県の障害者雇用安定促進助成金

対象区分	勤務時間	支給対象期間
重度障害者等	週30時間以上	対象外※
	週20～30時間	6か月
重度障害者等以外	週30時間以上	
	週20～30時間	

※勤務時間が週30時間以上の重度障害者等を対象とする障害者雇用安定促進助成金は、国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象期間が24か月から36か月に延長されたことにより、助成対象外となります。

交付要件 次の（1）から（4）のすべてに該当する事業主

- （1）雇用保険の適用事業主であること。
- （2）資本の額若しくは出資の総額が3億円を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人を超えない事業主であること。
- （3）山梨県内在住の障害者を、ハローワーク又は適正な職業紹介事業者の紹介により常用労働者(1週間の所定労働時間が20時間未満の者を除く。)として県内の事業所に雇用し、特開金の受給終了後も引き続き雇用する事業主であること。
- （4）特開金を支給対象期間満了日まで受給していること。

手続き等

■ 交付要件を満たす事業主の方は、特開金支給対象期間の**終了後2か月以内**に「継続雇用計画書」に、次の①・②の書類を添付し、下記提出先までご提出ください（郵送可）。

- ①特開金の支給決定通知書（最終期以前のもので可）の写し
- ②交付対象者であることを証する書類（障害者手帳等）の写し

■ 助成対象期間の経過後、改めて交付申請書を提出していただきます。

【問い合わせ・提出先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課

TEL : 055-223-1562 FAX : 055-223-1516

障害者雇用安定促進助成金 Q & A

Q 1 助成金をもらえるのはどのような場合ですか

A 障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特開金）の支給対象期間終了後、引き続き6ヶ月継続して雇用した場合が対象となります。

Q 2 助成金はいくらもらえますか

A 10万円または5万円になります。

重度障害者等（週20～30時間勤務）を雇用した場合 …10万円

重度障害者等以外を雇用した場合 … 5万円

Q 3 重度障害者等とはどのような方ですか

A 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体障害者、45歳以上の知的障害者です。

Q 4 助成金をもらうためにはどのような手続きが必要ですか

A 特開金支給対象期間終了後、**2ヶ月以内**に「継続雇用計画書」を県に提出する必要があります。

「継続雇用計画書」の提出期限は、特開金の第4期決定通知後ではないため注意してください（特開金第4期の申請と並行して申請する必要があります）。

Q 5 「継続雇用計画書」提出後はどのような流れですか

A 提出いただいた計画書の内容を確認後、県から申請者へ申請書類一式を送付します。

助成対象期間（6ヶ月）経過後、2ヶ月以内に申請書類一式を提出してもらいます。申請書類を審査し、問題がなければ助成金が支給されます。助成金受給後2年間を対象労働者が継続して雇用されているか調査を行います。

Q 6 助成対象期間中に対象労働者が退職した場合はどうなりますか

A 助成対象とはなりません。

対象労働者が退職した場合は速やかに働く人・働き方支援課（055-223-1562）まで御連絡ください。